

「長谷川中八紀功碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
行田〇一	長谷川中八紀功碑	萩原汎愛	早川光蔵	村田充枝

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
—	一八九九・明治三二	下中条	見沼元塚公園	

一．はじめに

本石碑は、長年にわたり、見沼代用水の取水施設である「元塚」「増塚」の管理を担った長谷川中八の逝去に伴い、その功績を称えて称揚するために建てられたものもある。

なお本碑文では、中八の申請に応じて、「増塚」が明治七年に作られたとも読めそうな記述になっているが、「増塚」の築造は「元塚」創設の翌年、享保十三年であり、その後も塚として機能していた。それが、天明三年の浅間山噴火を契機として、機能不全に陥りがちであったのを、明治八年に中八らが一大改修工事を行ったもの。

○写真1 石碑正面

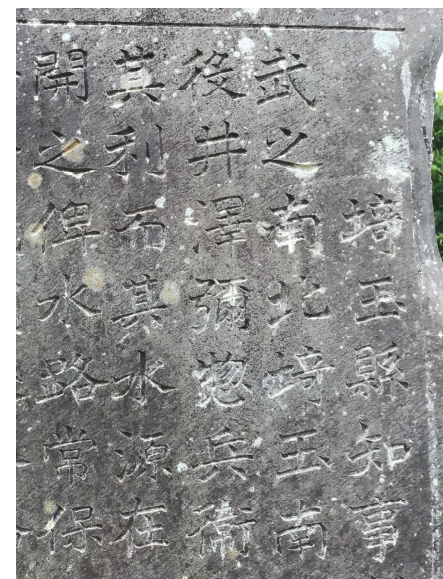


長谷川中紀功碑

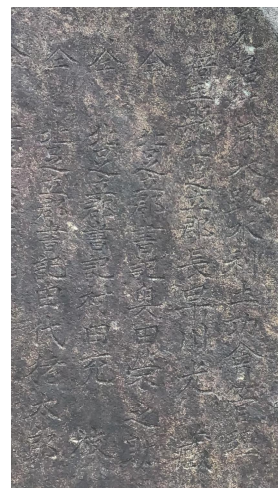
二. 翻刻並に訳注
 ■ 翻刻
 ◎ 題額



○写真2 題額(篆書体)



○写真3 「碑記」部分(楷書体)



○写真4 石碑背面(一部)

埕玉縣知事從四位勲五等萩原汎愛篆額

武之南北埕玉南北足立四郡土地曠濶沃野相連而灌溉不便民患之享保中幕府普請役井澤彌惣兵衛者引利根川貫四郡中央所謂見沼代用水路是也從是田圃大開民賴其利而其水源在北埕玉郡須加村大字下中條設閘門二曰元垵曰增垵雨則塞之涸則開之俾水路常保平準村人長谷川氏世掌其役以至于今日蓋其先長谷川重兵衛者從井澤氏開鑿水路有功故子孫世其職云重兵衛後中人銳意勤勉致力水事使下流常無涸溢之憂於是土地益拓灌域愈大雖然水源有限而不能普給中人乃與水理總代北足立郡芝村須賀保實同郡新鄉村中山大四郎南足立郡千住町高尾紀吉等謀更鑿增垵水路以導其源請官得允以明治七年十一月起工至翌年三月而成其方工之未成也有不得不毀民家沒田圃者誹訾紛然交訴其不利中人說以公共利害慰諭百方及其成也人享其利始稱其功中人為人朴直當事不苟又通水理精天候故其為樋守役也開閉得宜常在水源而制二十餘里之末流殆無不如意蓋其專心熟練所致云中人在職自三十一歲至七十五歲每歲至灌溉期日巡視閘門及其附近未嘗一日廢之明治三十一年九

月八日病歿其歿也遠近無不悼惜見沼代用水路水利土功會贈三百金資弔祭亦足以知其功矣嗣子増太郎來請文欲勒之於石以傳不朽余以管理土功會義不可辭也因記其梗概係以銘曰

苦辛守閘

四十餘年

公益維廣

滋彼良田

隆然其石

爰表功德

渠水滾々

流而不息

明治三十二年二月

埕玉縣北足立郡長從七位早川光藏撰

埕玉縣北足立郡書記村田充枝書

*異体字等

○埕 埕。

○汎 汎。

○所 所。

○從 從。

○蓋 蓋。

○雖 雖。

○能 能。

○說 說。

○宜 宜。

○流 流。

○所 所。

○職 職。

○歲 歲。

○遠 遠。

○足 足。

○義 義。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題額

長谷川中八紀功碑。

◎ 碑記

埼玉縣知事從四位勲五等萩原汎愛篆額。

武之南北埼玉南北足立四郡、土地曠濶、沃野相連。

而灌溉不便、民患之。

享保中、幕府普請役井澤彌惣兵衛者、引利根川、貫四郡中央。

所謂見沼代用水路、是也。

從是田圃大開、民賴其利。

而其水源在北埼玉郡須加村大字下中條。

設閘門二、曰元坎、曰増坎。

雨則塞之、涸則開之、俾水路常保平準。

村人長谷川氏、世掌其役、以至于今日。

蓋其先長谷川重兵衛者、從井澤氏開鑿水路有功。

故子孫世其職云。

重兵衛後、中八銳意勤勉、致力水事、使下流常無涸溢之憂。

於是土地益拓、灌域愈大。

雖然水源有限、而不能普給。

中八乃與水理總代北足立郡芝村須賀保實、同郡新郷村中山大四郎、南足立郡千住町高尾

紀吉等、謀、更鑿増坎水路、以導其源。

請官得允。

以明治七年十一月起工、至翌年三月而成。

其方工之未成也、有不得不毀民家沒田圃者。

誹訾紛然、交訴其不利。

中八說以公共利害、慰諭百方。

及其成也、人享其利、始稱其功。

中八爲人朴直、當事不苟。

又通水理精天候。

故其爲樋守役也、開閉得宜。

常在水源、而制二十餘里之末流、殆無不如意。

蓋其專心熟練所致云。

中八在職、自三十一歲至七十五歲。

每歲至灌溉期日、巡視閘門及其附近、未嘗一日廢之。

明治三十一年九月八日、病歿。

其歿也、遠近無不悼惜。

見沼代用水路水利土功會、贈三百金、資弔祭。

亦足以知其功矣。

嗣子増太郎、來請文、欲勒之於石、以傳不朽。
余以管理土功會、義不可辭也、
因記其梗概。

係以銘、

曰、

苦辛守閘、四十餘年。公益維廣、滋彼良田。
隆然其石、爰表功德。渠水滾々、流而不息。

明治三十二年二月、

埼玉縣北足立郡長從七位早川光藏撰。

埼玉縣北足立郡書記村田充枝書。

●訓詁

◎碑記

埼玉縣知事從四位勲五等萩原汎愛篆額。

武の南北埼玉、南北足立の四郡は、土地は曠濶にして、沃野相ひ連なる。

而して灌漑に便ならず、民之を患ふ。

享保中、幕府の普請役井澤彌惣兵衛なる者、利根川を引きて、四郡の中央を貫く。

所謂、見沼代用水路、是れなり。

是れより田圃大いに開け、民其の利に頼る。

而して其の水源は北埼玉郡須加村大字下中條に在り。

閘門を設くること二、曰く元塚、曰く増塚、と。

雨ふれば則ち之を塞ぎ、涸るれば則ち之を開き、水路をして常に平準を保たしむ。

村人長谷川氏、世々其の役を掌り、以て今日に至る。

蓋し其の先長谷川重兵衛なる者、井澤氏に従ひて水路を開鑿するに功有り。

故に子孫其の職を世々にすと云ふ。

重兵衛の後、中八銳意勤勉にして、力を水事に致し、下流をして常に涸溢の憂ひ無からしむ。

是において土地益々拓け、灌域愈々大なり。

然りと雖も水源に限り有りて、普く給する能はず。

中八乃ち水理総代北足立郡芝村須賀保實、同郡新郷村中山大四郎、南足立郡千住町高尾紀吉等と謀る、更に増塚水路を鑿ち、以て其の源を導くことを。

官に請ひ、允を得。

明治七年十一月を以て工を起こし、翌年三月に至りて成る。

其の工の未だ成らざるに方たりてや、民の家を毀ち田圃を沒せざるを得ざる者有り。
誹謗紛然として、交々其の不利を訴ふ。

中八説くに公共の利害を以てし、慰諭百方す。

其の成るに及ぶや、人其の利を享け、始めて其の功を稱す。

中八人となり朴直にして、事に當りて苟しくもせず。

又た水理に通じ天候に精し。

故に其の樋守の役をなすや、開閉は宜しきを得。

常に水源に在りて、而も二十餘里の末流を制し、殆んど意のごとくならざるは無し。
蓋し其の専心熟練の致す所と云ふ。

中八職に在ること、三十一歳より七十五歳に至る。

毎歳、灌漑の期日に至れば、閘門及び其の附近を巡視し、未だ嘗て一日も之を廢せず。

明治三十一年九月八日、病み歿す。

其の歿するや、遠近悼惜せざるは無し。

見沼代用水路水利土功會、三百金を贈り、弔祭に資す。

亦た以て其の功を知るに足らんや。

嗣子増太郎、來りて文を請ふ。

之を石に勒して、以て不朽に傳へんと欲すと。

余土功會を管理するを以て、義として辭すべからざるなり。

因りて其の梗概を記す。

係くるに銘を以てす、

曰く、

苦辛閘を守ること、四十餘年。

公益維れ廣く、彼の良田を滋^{うるほ}す。

隆然たる其の石、爰^{こゝ}に功德を表す。

渠水滾々、流れて息^やまず。

明治三十二年二月、

埼玉縣北足立郡長從七位早川光藏撰す。

埼玉縣北足立郡書記村田充枝書す。

●人物

○長谷川中八 以下本碑文、及び埼玉縣立文書館資料（以下「文書館資料」）、「下中條村の長谷川家と保存記録」、「見沼代用水沿革史」による。文政七（一八二四）年から明治三十一（一八九八）年。本碑文や公文書では「中八」との表記になっているが、のちの資料では「忠八」とする。ここでは「中八」で統一する。下中条村の長谷川氏は、慶長五（一六〇〇）年以来、当村の名主をつとめた旧家である。もと代々与左衛門を称していたが、名主を命ぜられときに重兵衛と改名した。享保十二（一七二七）年、井沢弥惣兵衛による見沼代用水開鑿ののち、六世重兵衛は拔擢されて元杵樋の取締役兼見守役となり、年五石あまりの給米を賜ることになる。その後、代々名主役と取締役を世襲して明治に至った。中八は、安政元（一八五四）年、三十一歳で家業を継ぎ、名主兼元杵増杵樋の取締役をつとめる。明治に入ると、埼玉県の水利係をつとめ、同七（一八七四）年に、本碑文で述べられている増杵の改修工事を行う（五十一歳）。同十八（一八八五）年六月、北埼玉郡書記に転任ののち、同月中に退官している。その後も亡くなるまで、元杵の管理を続けた。

○萩原汎愛 嘉永元（一八四八）^ノ。没年不詳。土佐藩士の子として生まれる。戊辰戦争では、土佐藩軍として各地を転戦。明治四年に高知県に奉職してのち、各職を歴任。同二十五年に宮崎県知事、同三十一年に第九代埼玉県知事となる。同三十二年には退職した。

○井澤彌惣兵衛 承応三（一六五四）年〜元文三（一七三八）年。紀伊国溝ノ口の豪農の出身。元禄三（一六九〇）年に紀州藩の徳川光貞に召し出される。のち藩主徳川吉宗の命を受け、紀の川流域の新田開発を行う。吉宗が將軍となると全国的な灌漑や新田開発を命じられた。主な事業として、見沼開発の他に、多摩川改修、下総国手賀沼新田開発、木曽三川改修などがある。

○長谷川重兵衛 前注長谷川中八参照。長谷川家の当主で、井沢弥惣兵衛に従って元枳建設に功があり、元枳増収の取締役を拝命した。

○須賀保實 不詳。水理総代で、北埼玉郡芝村の村長をつとめたものと思われる。明治七年付の増収改修関連の文書があり、第二十四区長谷川中八と須賀保実との間で交わされている（文書館資料）。

○中山大四郎 不詳。水理総代で、北埼玉郡新郷村の村長をつとめたものと思われる。明治七年付の増収改修関連の文書があり、長谷川中八と中山大四郎との間で交わされている（文書館資料）。

○高尾紀吉 不詳。水理総代で南埼玉郡千住町の町長をつとめたものと思われる。明治七年づけの用水路改修関連の文書があり、下中条村の長谷川中八と第十大区の高尾紀吉との間で交わされている（文書館資料）。

○早川光蔵 弘化四（一八四七）年〜大正五（一九一五）年。号は藍澳。多門寺村（現加須市）の出身。明治六（一八七三）年羽生学校長となり、一旦千葉県に転じたが、同（一八七七）十年に埼玉県にもどり、衛生課長などを経て、同三十（一八九七）年から十八年間、北葛飾郡長と北足立郡長をつとめた。病のため大正四（一九一四）年に官を辞し、翌年亡くなった。漢詩文にすぐれ、第二代埼玉県令白根多助を中心とする漢学ネットワークの一翼を担っていた。詩文集に「藍澳遺稿」がある。本碑文は未収。

○村田充枝 不詳。埼玉県の書記で、早川らが撰文した碑文の清書を数多くになっっている。

●注

○曠濶 広々としたさま。

○普請 ふしん ①仏教用語。僧侶が集まって共同作業を行うこと。②日本語。土木・建築工事。

○田圃 耕作地。日本語では田んぼ。

○閘門 開閉ができる水門。

○鋭意 固い意思。一心に励む。

○誹訾 そしること、わるきいうこと。

○紛然 日本語で、ごたごたしているさま。

○慰諭 なぐさめ諭す。

○百方 あらゆる方法手段。

○朴直 飾り気がなく正直。

○明治三十一年 西暦一八九一年。

○見沼代用水路水利土功會 見沼代用水の管理は、江戸時代は幕府の直営だったが、明治維新後は、受益農民の負担が原則とされた。そこで猶予期間の期限が切れた明治十四年に、見沼代用水路聯合集會が結成され、管理にあたることとなった。同十九年には、

見沼代用水路水利土功会となり、北足立郡長が管理職につくことになった。早川光蔵は、同三十年に郡長となり、土功会管理者を兼務した。なお土功会は、同三十七年には見沼代用水路普通水利組合へと発展的に解消した。

○弔祭 死者を弔い、靈魂を祭る。

○銘 韻文の一種。四文字句。碑文は事柄を客観的に記述する散文の「碑記」と、そのことを情緒的に韻文でうたう「銘」からなる。銘を伴わない碑文もある。

○隆然 盛り上がっているさま。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【篆額】

埼玉県知事従四位勲五等の萩原汎愛による篆額。

【埼玉郡足立郡の土地柄】

武蔵国の南北埼玉南北足立の四郡は、土地は広々としていて、肥沃な平野が連続している。しかし、田畑への給水には不便なところがあり、農民はそれを患いとしていた。

【見沼代用水の開鑿】

享保年間に、江戸幕府の土木工事担当者である井沢弥惣兵衛なる者が、利根川の水を引いてきて、右記の四郡の中央を貫流させた。

これこそ、いわゆる「見沼代用水路」である。

この用水ができて後は、田圃がおおいに開かれ、人々はその恩恵を受けたのである。

【取入口（坎）と水量の調整】

この見沼代用水の水源は、北埼玉郡須加村大字下中條にあった。

二つの閘門が設けられ、それぞれ「元坎」「増坎」と言った。

雨が降ってくるとこの門を塞いで水量が多すぎないようにし、逆に旱で下流の農地が水不足になりそうならば門を広く開けて水量を増し、代用水の水路がいつも平準を保つように調整した。

【長谷川氏が担当】

須賀村の長谷川氏が代々水門の管理を掌り、現在に至っている。

思うに、長谷川氏の先祖である長谷川重兵衛なる者は、井沢弥惣兵衛のもとで、水路開鑿に功績があった人物である。そこで、その子孫がその役割を代々受け継ぐことになっているのであろう。

【長谷川中八の勉勵ぶりとその影響】

重兵衛の子孫の中八は、一心に励んで勤勉で、その力を水の事業に尽くし、下流の人々が水の枯渇や氾濫に悩むことがなく、農事に励むことができるようにした。

かくして土地は益々開墾され、灌漑対象の地域もいよいよ拡大したのである。

しかし、水源には限りがあるので、拡大した田圃に十分に水が行き渡らないという事態が生じた。

【増坎改修復活の企て】

そこで中八は、塞がっていた取入口である増坎の改修復活を企てた。

水理総代北足立郡芝村の須賀保實、同郡新郷村の中山大四郎、南足立郡千住町の高尾紀吉等とあい謀り、増坎水路を再開鑿して水源として導水することを計画した。

そして国に申請をし、認可を得た。

【起工と竣工】

明治七年十一月、工を起こし、翌年三月に至って完成した。

【利害対立を乗り越え、成就】

その工事の途中で、施工の関係上、人の家を壊したり、田圃が使い物にならなくなる場所が出てきた。すると工事への批判、そしりがごたごたと沸き起こり、その不利を訴えるものが代わる代わる出てきた。

中八は、「公共の利害」をかけた、あらゆる方法手段を用いて慰撫と説得につとめた。

そしてみごと、工事が完成するや、人々はみなその利益を受け、ようやく事業の功績を称えたのだった。

【増収再開後の忠八の活躍】

中八は、朴訥で正直な人柄で、仕事に対しては決して手を抜くことはしなかった。また水やその流れの「理」に通じており、加えて天候にも精通していた。

そこで彼が樋守の仕事に就くや、樋門の開閉はまったく時宜にかなったものであった。常に水源にありながら、二十里余りにわたるその水域における水の流れを制御し、ほとんど意のままに操ることができた。おもうに、彼の常に心を専一に保っていたことと、積み重ねられたその熟練の技の賜物であつたのだ。

【四十年以上にわたる精勤】

中八は、樋守の職についたのが三十一歳で、七十五歳まで務めた。その間、毎年灌漑を行う期間になると、閘門とその周辺を巡回視察し、一日たりとも怠ることはなかった。

【その最期と人々の追慕】

そして明治三十一年九月八日、病を得て亡くなった。

その訃報に接すると、遠近関わらずすべての人が哀惜してその死を惜しんだ。

見沼代用水路水利土功会は、三百金を贈り、忠八の葬儀の費用とした。

このことから、中八が立てた功績の大きさを推し量ることができる。

【建碑の企てと碑文の依頼】

中八の跡取りの増太郎君が、私のところへ来て、銘文を書くよう依頼してきた。銘文を石に刻んで残し、その功績を永遠に伝えたいとのことだった。

私は郡長として、土功会を管理する立場にあるので、道義として辞退することはできないものである。

そこで（非才をも顧みずあえて承諾し）中八翁をめぐる事蹟のあらましを以上のように記した。

さらに銘文を作ったので以下に掲げる。

苦辛して閘門を守り続けること、四十年あまり。

彼が唱えた公共の利益は、広く行き渡り、この地の良き田圃を潤している。

隆然とそびえるこの石は、中八翁の功徳を末永く表し続ける。

その石碑の傍らを、見沼の水が、滾々といつまでも流れ続けている。

明治三十二年二月、

埼玉縣北足立郡長從七位早川光藏が撰文した。

埼玉縣北足立郡書記の村田充枝が書した。

三．資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷之二百十四 埼玉郡之十九

●忍領

◎下中条村

…利根川

○三沼代用水分水口

「利根川堤にあり是は三沼新田開発の時、當郡及足立郡の村々、用水のために享保十三年井澤彌惣兵衛、當村へ新に利根川分水の口を開きて、二箇の坎樋を置く、一を元坎樋と云、享保十三年に造る所なり、長二十四間、横二間、一を増坎と云、長さ同じ、是は翌十四年造れり、是二箇の坎樋の水、共に二十六間をへて、合して一條の流となり、是は木村に至り、星川に合して數村の用水とす、當所に番屋を建置き坎樋を守らしむ」

四．主な参考資料

①翻刻と訓訳

・「見沼代用水沿革史」(一九五七) (「見沼土地改良区史」に再録)

②翻刻

・「利根川上流の碑」(一九七八)

・「いしづみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」(一九八三)

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」(一九八七)

③論文など

・「見沼代用水沿革史」(一九五七)

・「見沼土地改良区史」(一九八七) ……右記を継承加筆

＊長谷川家について

・中村秋月「下中條村の長谷川家と保存記録」「埼玉史談」第五卷第六号(昭和九・七)

＊本訳注の作成にあたり、行田市郷土博物館鈴木紀三雄館長、及び行田市立南河原小学校向井隆盛校長より、おおいなるご協力を賜った。記してお礼としたい。

以上

二〇二五年九月 薄井俊二訳す